82043	安部　良樹	82044	野村　雄太
82045	藤原　希美	82046	佐藤麻衣子
82047	岡本　海里	82052	中渡瀬久成
83074	中村由佳里	83075	松田　絵理
83076	小田　恭平	83081	佐田千絵美
83083	三宮　千弘	83084	後藤　史明
83089	高木　　哲	83091	宮谷さゆり
84094	善明　嵩英	85103	中村　　務

（試験地　那覇市）

92007	島袋　朝子	95018	秋田　愛子
98020	喜納ゆかり		

資　　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十二月十八日（火）

○一般案件（抜粋）

一　ハイチ国際平和協力業務実施計画の変更について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

一　国際連合ハイチ安定化ミッション（MINUSTAH）に係る物資協力の実施について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

○国会提出案件

一　ハイチ国際平和協力業務の実施の状況について（決定）（内閣府本府・外務・防衛省）

公　　告

諸　事　項

工場財団

石川県珠洲市上戸町北方四字177番地３**珠洲風力開発株式会社**の工場財団に石川県珠洲市上戸町北方は字11番１珠洲風力開発株式会社珠洲風力発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年 12 月 20 日

金沢地方法務局輪島支局

国営フモンケ土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営フモンケ土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 24 年 12 月 20 日

農林水産大臣　郡司　　彰

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営フモンケ土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）の写し

2　縦覧期間

平成24年12月21日から平成25年１月28日まで

3　縦覧場所

北海道苫小牧市及び勇払郡安平町各事務所

国営更岸土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営更岸土地改良事業（国営造成土地改良施設整備）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 24 年 12 月 20 日

農林水産大臣　郡司　　彰

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営更岸土地改良事業計画書（国営造成土地改良施設整備）の写し

2　縦覧期間

平成24年12月21日から平成25年１月28日まで

3　縦覧場所

北海道天塩郡天塩町事務所

行政手続法第15条第３項の規定による公告

経済産業省公告第 13 号

次に掲げる鉱業権者、共同鉱業権代表者又は共同鉱業権者の所在が不分明であって、鉱業権の取消しに関する聴聞の通知を送達することができないので、鉱業法第56条第３項の規定により読み替えて適用する行政手続法第15条第３項の規定により、鉱業原簿に記載された住所の所在地の市役所、区役所又は町役場に下記のとおり通知の内容を掲示した。

⑴　登録番号　沖縄県採掘権登録第84号　鉱業権者　沖縄県南風原町宮平649－１　合資会社オーエム産業

⑵　登録番号　沖縄県採掘権登録第277号　共同鉱業権者　沖縄県那覇市古波蔵３丁目10番１－910号　県営市街地住宅　小柳　龍雲

⑶　登録番号　沖縄県採掘権登録第301号　共同鉱業権者　東京都杉並区宮前４丁目23番11号ダイナシティ久我山イースト403　坂上　雅宏

⑷　登録番号　沖縄県採掘権登録第446号　鉱業権者　沖縄県那覇市天久902　南西プラント工業株式会社

⑸　登録番号　沖縄県採掘権登録第465号　鉱業権者　沖縄県うるま市石川山城581－１　有限会社美東建設

⑹　登録番号　沖縄県採掘権登録第640号　共同鉱業権者代表者　東京都杉並区宮前４丁目23番11号　ダイナシティ久我山イースト403　坂上　雅宏

記

1　聴聞の期日及び場所

平成25年１月30日（水）　13：30～17：00

那覇第２地方合同庁舎　10階会議室

2　聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

内閣府沖縄総合事務局経済産業部環境資源課

沖縄県那覇市おもろまち２－１－１

3　聴聞の通知に係る書面は上記３において⑴から⑹までの鉱業権者又は鉱業権代表者に対していつでも交付する。

平成 24 年 12 月 20 日

内閣府沖縄総合事務局長

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第１０８９号

静岡県静岡市葵区追手町５番４号

申立人　静岡県信用保証協会

本籍静岡県静岡市清水区石川新町３番、最後の住所静岡県静岡市清水区石川新町３番66号、死亡の場所静岡県静岡市清水区、死亡年月日平成23年10月14日、出生の場所静岡県清水市、出生年月日昭和５年１月１日、職業不詳

被相続人　亡　堀　　巖

事務所静岡県静岡市葵区追手町10番209号

新中町ビル２階　牧田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　牧田　晃子

静岡家庭裁判所

平成２４年（家）第２６２６号

京都市伏見区竹田中島町５番地

申立人　光工業株式会社

代表者代表取締役　喜多川光世

申立人代理人弁護士　加古　尊温

本籍京都市北区上賀茂山本町36番地、最後の住所京都市北区上賀茂朝露ヶ原町16番地

フォルム上賀茂602号、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日平成24年５月20日、出生の場所京都市北区、出生年月日昭和15年10月23日、職業会社役員

被相続人　亡　杜下　定夫

事務所京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町240番地　京都商工会議所ビル５階　イリス法律事務所

相続財産管理人　弁護士　澤田　　孝

京都家庭裁判所

平成２４年（家）第７１０１３号

大阪府堺市美原区さつき野西２丁目10番地14

申立人　和場　康親

本籍大阪府大阪市西淀川区花川１丁目13番地、最後の住所大阪府大阪市西淀川区花川１丁目11番１号、死亡の場所大阪府大阪市西淀川区、死亡年月日平成24年９月７日、出生の場所島根県邇摩郡福光村、出生年月日昭和２年１月20日、職業無職

被相続人　亡　重見カズコ

大阪市北区南森町２丁目１番29号　三井住友銀行南森町ビル３階

相続財産管理人　弁護士　細見　文博

大阪家庭裁判所